

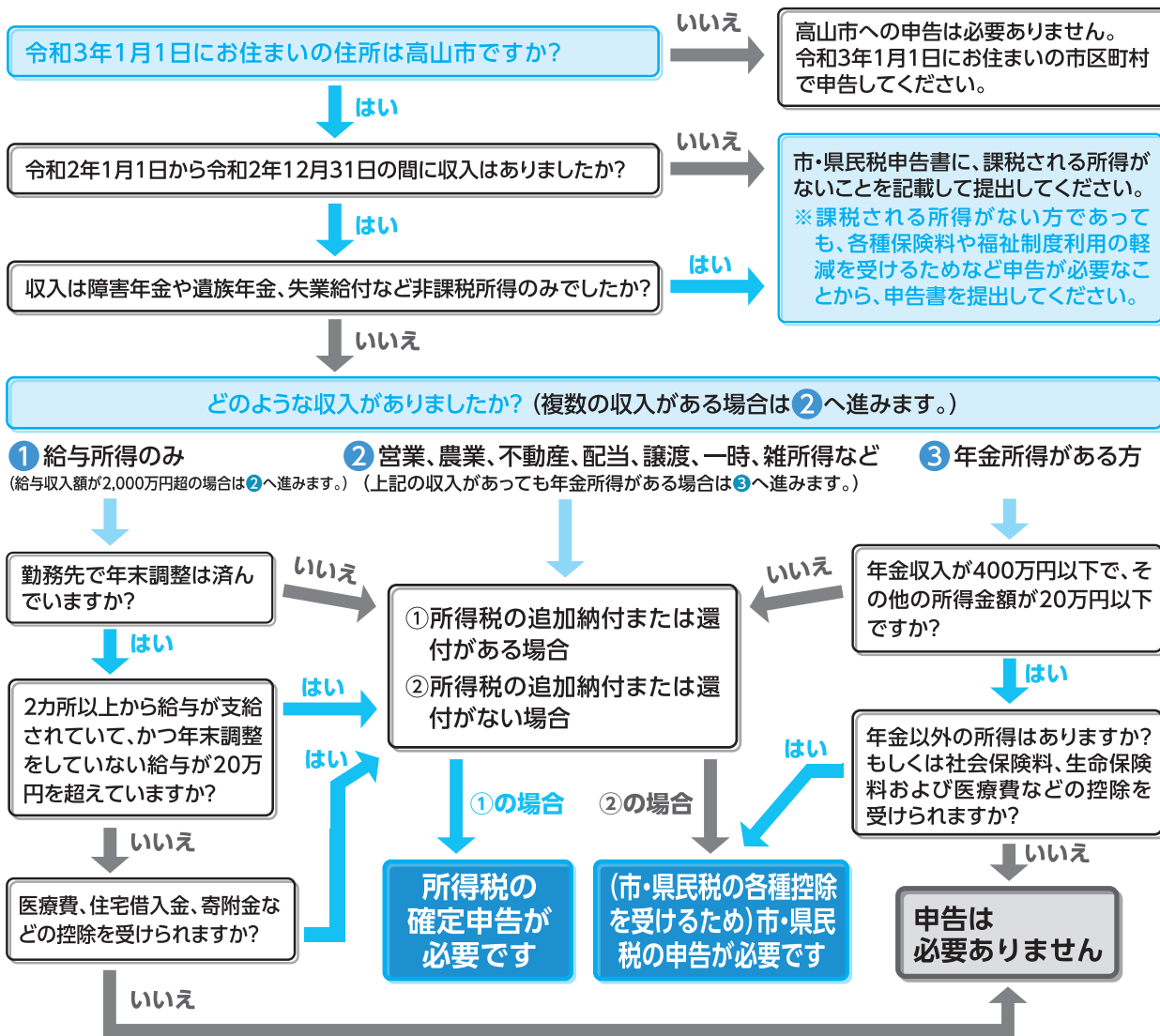
# 2月16日から始まります

## 所得税の確定申告と市・県民税の申告相談

申告の準備は  
お早めに!

税の申告は、市・県民税のほかに、国民健康保険料や介護保険料などの算定基礎となります。申告が必要な方はお早めに行ってください。

### ▼ 申告が必要かどうか、個人ごとに確認してみましょう。



### 【(重要)申告相談受付の対応について】

申告相談会場内において、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク着用や手指消毒、また、会場内の混雑状況により、入場を制限し、整理券の配布や後日の来場をお願いすることがあります。皆さまには、ご理解ご協力をお願いします。また、特に相談日初日や週の始めは、会場内が大変混雑しますので、来庁日を調整するなどの対応をお願いします。

### 【電子申告(e-Tax)の利用について】※電子申告は、確定申告の場合のみ利用できます。

パソコンやスマホなどから確定申告書を作成・送信(提出)することができます。送信する方法は、マイナンバーカードを使用する方法または電子申告用のID・パスワードを使用する方法があります。ID・パスワードは、高山税務署(☎32-1020)で取得できます。会場でお待ちいただくことなく、自宅などから「より安心」に申告することができますので、ご利用ください。

### 【新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金控除の特例適用について】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止等となった文化芸術やスポーツイベントなどのうち、文部科学大臣が指定したものの(指定行事)のチケット等の購入代金の払戻しを受けない場合には、その金額分を寄附とみなして所得税および個人住民税(市民税・県民税)の寄附金控除を受けることができます。詳細については、市ホームページをご覧ください。